

第5回市民協働推進委員会での意見

○地域の取組みや協働事例の周知

- ・現在の活動や制度を市民に知ってもらうには（裾野を広げ方）。
- ・自分達の活動の意義や位置づけを可視化する必要がある。

○企業とのパートナーシップ

- ・企業の持っている力をソーシャルな領域に接続させるには
- ・中小企業と市民活動団体との協働が進むには

○人材ネットワーク

- ・使えるネットワークをいかに作るか。
- ・つなぎ手となる人がいかにつなげていくか。

○地域自治の課題

- ・まちづくり協議会と自治会連合会の関係（地区によって温度差）
- ・地域の足元の課題からできることは

○中間支援の在り方

- ・中間支援組織のところに地域の声や行政の声が入るためには。
- ・情報が入ってくる場であり続けるためには。

○職員研修のオープン化

- ・市民が職員研修に参加する（実質それが協働研修になる）。
- ・あるものを活かす。

○コーディネートをする人を地域に配置

- ・行政職員も市民も担っていく必要がある。
- ・学区単位でそういう役割の人が必要。

地域担当職員制度について

○市民協働推進計画に定められた経緯

平成24年・平成25年度の市民協働推進委員会にて、協働を推進する方策等を検討している際に、

- ・市民と行政が共に地域について考えるため
- ・地域の課題を知り、現場感覚を持つため
- ・まちづくり協議会の活動をはじめ、自治会活動などの地域活動を円滑かつ効果的に実施するため

上記の目的のために地域担当職員が必要だという意見があり、東近江市市民協働推進計画に導入の検討について定められました（東近江市市民協働推進計画 19ページ）。

市民協働推進計画には次のように記載されています。

●地域担当職員制度の導入（検討）

- ・地域における会議で、市の施策等についての説明と合意形成
- ・地域課題の解決に向けて、共に地域づくりに参画
- ・地域の意見・要望受付と行政の担当課への取次ぎ
- ・地域のまちづくり活動の促進とコーディネート

○他市の地域担当職員制度の事例

米原市 “職員いきます！プロジェクト” 「地域担当職員制度」

対 象：自治会単位

役 割：1.対象地域の一員として会合等に参加し、意見交換を行い、地域の実態等を把握

2.地域の課題解決に向けた助言等

3.活動に必要な情報の提供

4.市役所関係部課をはじめ関係機関との連絡調整

その他：希望する自治会が申請して、職員を派遣

豊中市 地域担当職員制度

対 象：地域自治組織（小学校区）

役 割：地域自治組織の形成に向けた地域支援

地域と市の各部局との連携調整やコーディネート

その他：地域のまちづくりの段階によって、役割は変化していく。

○東近江市に必要な地域担当職員制度は？地域担当職員は？

現状 【まち協】全14地区設置され、コミュニティセンターを運営（指定管理）している。

【自治会】389自治会があり、市に対する要望書は年間に約700件。

【行 政】まちづくり協議会の担当職員は本庁1人、自治会担当の職員は本庁1人

支所のまち協又は自治会の担当は1～2人

ワークショップ

テーマ：東近江市に必要な地域担当職員制度は？地域担当職員は？

ワークショップ①

「どのような制度（仕組み）が求められるか？求める役割は？」

ワークショップ②

「どのような人物が求められるか？求める職員像は？」